

ひょうご

職親会だより

2014. 8 第33号

※ 職親会(兵庫県精神保健職親会)は、精神障害者の就労を支援する事業主の会です。

【目次】

《報告 ①》平成26年度兵庫県精神保健職親会総会報告 …… P 1
 ○平成25年度事業・決算 報告
 ○平成26年度事業・予算 計画

《報告 ②》講演会「働きたい！」～その気持ちを支えたい～ …… P 4

《報告 ③》働く障害者からのメッセージ発信事業近畿・東海ブロックセミナー …… P 6

《お知らせコーナー》
 障害者に関する権利条約の批准 …… P 7
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 …… P 8



平成26年度 兵庫県精神保健職親会総会報告

6月14日、平成26年度の総会を開催し、25年度の事業・決算報告、26年度の事業・予算計画について承認を受けました。

●平成25年度事業報告

事業名	年月日	場 所	内 容
総 会	25. 6.26(水)	日本赤十字社兵庫県支部	○平成25年度兵庫県精神保健職親会総会 ・平成24年度事業・決算報告 ・平成25年度事業・予算計画 ・役員改選
研 修 会	25. 6.26(水)	日本赤十字社兵庫県支部	○兵庫県精神保健職親会講演会 参加者：83名 ・講演「彼らと出会って」 有限会社シオン 代表取締役 久田 和泰 氏 ・体験発表「ボクの今までの道のり」 フラワーショップKAZ 共働spaceふくろう工房 西島 弘樹 氏 ・講演「可能性のネットワーク」 株式会社EL-LISTON 代表取締役 林 剛 氏

	25.12.20(金)	尼崎市中小企業センター	<p>○兵庫県精神保健職親会地域研修会 参加者：56名</p> <p>・実践発表「尼崎市における就労支援ネットワークづくり」</p> <p>尼崎市就労・生活支援センターみのり 就労支援ワーカー 遠藤 智 氏</p> <p>尼崎市健康福祉局福祉部障害福祉課 係長 高寺 潤一 氏</p> <p>・実践発表「地域でつくる、ネットワークの取り組み」</p> <p>有限会社サポートセンターれいめい 代表取締役 野村 浩之 氏 赤藤 英樹 氏 安井 愛華 氏</p> <p>・講義「『働く』を支援する応援団になろう！」</p> <p>就労移行支援事業（創）C.A.C 所長 北岡 祐子 氏</p>
役員会	25. 5 .28(火)	精神保健福祉センター	<p>○第1回兵庫県精神保健職親会役員会 参加者：15名</p> <p>【議事】</p> <p>・平成24年度事業報告・決算報告</p> <p>・平成25年度事業計画(案)・予算(案)</p> <p>・役員改選について</p> <p>・平成25年度総会・講演会について</p>
	25.11.22(木)	精神保健福祉センター	<p>○第2回兵庫県精神保健職親会役員会 参加者：13名</p> <p>【議事】</p> <p>・地域研修会について</p> <p>・全国精神障害者就労事業所連合会への協力等について</p>
広報・普及	25. 8	○ひょうご職親会だより 第31号 2,500部 職親会会員・賛助会員、健康福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会等約450箇所に配布	
	26. 2	○ひょうご職親会だより 第32号 2,500部 職親会会員・賛助会員、健康福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会等約450箇所に配布	
他機関との連携・協力	25. 9 .24(水)	兵庫県福祉センター	○ひょうご障害者ぬくもり応援団会議（野村会長 出席）
	25.10.23(水)	兵庫県中央労働センター	○平成25年度第2回兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（野村会長 出席）
	25.11.22(土)	グリーンアリーナ神戸	○第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会（後援・寄附）
	26. 2 .22(土)	草津商工会議所コミュニティホール	○働く精神障害者からのメッセージ発信事業 近畿・東海ブロックセミナー（中村理事 出席）
	26. 3 .14(金)	兵庫県中央労働センター	○平成25年度第3回兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（野村会長 出席）
全国精神障害者就労支援事業所連合会への協力	25. 7 .19(金)	BIZ新宿（新宿区立産業会館）	平成25年度全国精神障害者就労支援事業所連合会総会（森本相談役、野村会長 出席）
	25.11.30(土)	南部労政会館	第25回全国精神保健職親研究会（三木監事 出席）

平成25年度 決算報告

(収入の部)

(単位：円)

区分	項目	決算額	摘要
事業収入		679,000	
	会費収入	51,000	3,000×17口
	賛助会費収入(団体)	63,000	3,000×21口
	賛助会費収入(個人)	65,000	1,000×65口
	委託費	500,000	兵庫県 500,000円
事業外収入		109	
	雑収入	109	貯金利息等
繰越金	前期繰越金	431,268	前年度から
計	(A)	1,110,377	

(収入の部)

(単位：円)

区分	項目	決算額	摘要
事業費		362,185	
	普及啓発費	206,640	情報誌「ひょうご職親会だより」発行
	講演会費	121,545	講師謝金、旅費、会場使用料等
	研修会費	34,000	研修会参加費、旅費等
運営費		216,987	
	役員会費	29,020	旅費
	事務費	154,730	用紙等の各種消耗品、郵送費等
	需用費	33,237	封筒印刷等
分担金	分担金	20,080	全国精神障害者就労支援事業所連合会団体会費
小計	(B)	599,252	
繰越金	次年度繰越金	511,125	次年度に繰越(A) - (B)
計		1,110,377	

職親会の活動費は、会費・賛助会費、県委託費によって賄われています。

平成25年度は収入679,109円に対し、支出は599,252円でした。主な支出は講演会・研修会の開催、情報誌「ひょうご職親会だより」の発行などでした。

平成26年度は、25年度繰越金を加え、1,181,225円の予算です。

平成26年度事業計画

- 1 定期総会及び講演会の開催（平成26年6月14日）
- 2 地域研修会の開催
- 3 役員会の開催（年2回）※第1回役員会は平成26年5月15日に開催
- 4 『ひょうご職親会だより』の発行（年2回）
- 5 会員の拡充
- 6 NPO法人全国精神障害者就労支援事業所連合会（全国職親会）への参加及び連携
- 7 各種関係機関との連携・協力

講演会「働きたい!」~その気持ちを支えたい~

総会後の講演会では桜ヶ丘記念病院の中原さとみ氏を講師にお招きし、IPSアプローチから見た実習制度の意義や、社会適応訓練事業の魅力について、事例を交えつつ、ご講演いただきました。

「IPSアプローチ~IPSからみた実習制度の意義を探る~」

社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院医療相談室

精神保健福祉士/第1号職場適応援助者

中原 さとみ 氏



- ・IPSは“Individual Placement and Support”の略、直訳すると“個別に配置して支援すること”となる。支援者が「今以上の生活はできない」と思ってしまうがちな精神障害者に対し、社会に出ることで期待された以上の自立機能を発揮できる可能性への、科学的な根拠に基づいた援助プログラムである。
- ・精神科病院での就労支援は珍しいかも知れないが、何かの制度に基づいた活動ではなく、必要と感じたが故の独自サービスである。そのため診療報酬もなく、無料サービス（一部障害者総合支援法計画相談を利用）として就職活動を支援している。当院の患者さんが対象で、いずれも本人の「働きたい」という希望に基づいて支援を行っている。また、発病により学業を断念した方などへの就学支援も行っている。
- ・リカバリーには回復以上の意味がある。人として尊重され、希望を取り戻し、社会で生活し、自分の目標に向かって挑戦しながら人生を歩むことをリカバリーという。リカバリーの定義は1人1人違っていていい。「精神障害者も働くことができると社会に示したい」や「物事を中心部分に付随する小さな物事は諦めても、中心部分は曲げないで絶対に諦めない」など、人それぞれである。
- ・従来の就労支援は、「精神障害者は“ストレスに弱く”“人間関係が苦手”であるため、様々な訓練を受けなければ働くことはできない」という考えから訓練中心の支援だった。しかし、職探しを早期に行い、実際の職場に合わせた支援を提供し、本人の気持ちや長所を尊重し、医療と一体になった支援を展開していくことで、高い就職率、職場定着率を示すようになった。これがIPSモデルの就労支援である。
- ・IPSでは、本人の病名、病状から「貴方にはまだ準備ができていない」とは原則として言わない。本人が望むタイミングで支援を開始する。就労支援と医療の専門家がチームで支援する。職探しは本人の技能や興味に基づいて行う。働き方も短時間や短期間など様々。
- ・IPSに出会う以前は、グループ支援（履歴書の書き方、面接練習）を行っていた。しかし、個々の能力差が目立ち、個別支援の必要性を感じた。喫茶店を運営し、そこでの訓練を提供したこともあったが、売上や集客に職員の力が注がれることになってしまい、利用者の就職にはつながらなかった。
- ・IPSと社会適応訓練（以降“社適”）には似ている部分がある。それは就労支援と医療の専門職が協力して支援を展開していく点である。社適の協力事業所（職親）は様々な業種・職場環境であり、それが本人の選択の幅につながる。
- ・（事例）60代男性のAさん。デイケアの仲間が働く姿を見て、「自分も働きたい」と希望する。清掃業に従事する人を見て、「自分にも出来そう」と清掃業での就労を希望。すぐに特別養護老人ホームを見学させてもらい社適を開始、訓練内容は洗濯・清掃だった。訓練先には通院日の確保、短時間からの訓練などに配慮してもらった。次第に人と関わりたいという思いがAさんに生まれ、介護補助も訓練内容に追加された。介護を通じて「ありがとう」と言われることが嬉しく、対人サービスの仕事に就くことを目標にする。訓練終了後、訓練先での雇用希望、アルバイトとして雇用され、働き続けている。
- ・働く精神障害者は増えている。働くことを希望する精神障害者も増えている。IPSは本人の「働きたい」と思うタイミングを大切にした支援であり、迅速な支援を心がけている。また、就職はゴールではなく、新しいスタート。電話相談や職場訪問などによる職場定着、リカバリーを応援していく。

また、講演会では当会理事・西村厚一氏より、自身の牧場での社会適応訓練や、牧場での訓練が訓練生の「働く力」を育てる要因について、ご報告いただきました。

「歌うカウボーイの挑戦～畜産・農業で働く力を育てる～」

西村牧場（兵庫県精神保健職親会 理事）

NPO法人レムナント・残りの宝 理事長

西村 厚一 氏



- ・兵庫県小野市で牧場を経営、5年前から社適を受け入れている。他にも地域で合唱団を組織し、オペラを歌い、青少年健全育成会の活動などの地域活動に取り組んでいる。私の本業は酪農経営で、牛乳を絞ることを生業としているが、牧場では牛の他に山羊、羊、鶏なども世話している。また、米や野菜も栽培しており、動物・農作物の世話や土地の開拓を社適として、訓練生と一緒に働いている。
- ・牧場では毎日様々なことが起こる。先日も夜間のうちに鶏が野生の狐に襲われた。過去にはアヒルも同じように襲われた。生き物を飼うと、その先には死がある。自分以外の死を通して、自分が生きていることの“ありがたみ”を感じることができる。それを、一緒に働く人（社適訓練生）にも感じて欲しいと思っている。
- ・酪農家になって40年。自身も若い頃にアメリカ留学し、沢山の方に育ててもらった。その恩返しとして、帰国した38年前から、これらの活動に取り組んでいる。
- ・これまで200名以上のファームステイを受け入れてきた。希望者は農業を学ぶ学生や外国人など様々。その活動で、とても後悔していることがある。今から30年前、農業を学ぶ学生だったK君を実習生として受け入れた。彼は「雑巾を固く絞る」、「牛舎を掃除する」ことができなかった。方法が分からないのか、簡単な仕事も出来なかった。当時の私は若く、「当たり前で働けて当然」と考えていたため、叱ってばかりだった。今なら、もっと違った関わり方が出来るのではないかと、ずっと後悔している。
- ・特別支援学校と協力し、地域づくり協議会でふれあいコンサートを実施した。支援学校の生徒は歌を披露することで、観客から拍手をもらい、とても嬉しそうだった。この「他人から認められることの喜び、誇らしさ」が継続や新たな挑戦につながる。
- ・社適の協力事業所となったのは5年前、きっかけはF君という青年を受け入れたこと。F君は高校時に統合失調症を発症、長く精神科病院に入院していた。退院後、就労継続支援A型に勤めるが、職員との衝突が絶えず、家族への暴力もあった。しかし、牧場で働いた日はそうした問題が起らなかった。牧場の仕事は体力を使うので、単純に疲れていたから問題が起らなかったと考えることもできるが、動物との触れ合いが彼に与えた影響もあると思う。やがてF君は就労継続支援A型を退職、牧場での社適を開始することとなった。2年間の訓練中には病院から出された薬を飲まなくなったことで声かけにも応じず牧場の端で1日座り込んでしまうという心配な時期や、私と衝突することもあったが、訓練終了後には一般就労をしたそうである。
- ・私の活動を知り、岐阜県から単身やって来て社適訓練生となったS君。最初は動物の世話など苦戦続きだったが、農作物の収穫など一生懸命だった。ある日、訓練に顔を出さなくなり、「辞めたい」と言ってきた。私は専門家ではないので、その時の判断が正しかったかは分からないが、「自分で頑張ると言ったやないか、半年間は頑張れ！」と『麦のように強くなれ』（清水高範：作詞）を歌って励ました。彼は復帰し、半年間の訓練をやりきり、地元へ帰っていった。そんなS君から3日前に電話をもらった。地元に戻り就職活動を始めたが、不採用が続いていた。ようやく採用され、働き始めたという報告だった。本当に嬉しく、こういうことがあるから職親活動を続けられているのだと思う。
- ・動物は弱く、世話をしないと死んでしまう。人が怠けると動物に被害が及び、病気になったり、亡くなったりする。牧場での訓練は“生命にかかわる感動”がある。仔牛の誕生、鶏の産んだ卵の温かみ、動物たちが見せる様々な感情、自ら世話した農作物を食べる喜び。牧場には嬉しいこと、苦しいこと、楽しいこと、悲しいことが沢山ある。それが、訓練生の「働く力」につながることもあるに違いない。



働く障害者からのメッセージ発信事業 近畿・東海ブロックセミナー

平成26年2月22日、滋賀県で開催された上記セミナーに、当会理事（社会福祉法人阪神共同福祉会理事長）・中村大蔵氏が参加しました。一部ではありますが、ご報告します。

障害を持ちながらも生業を持つことの重要さ

私には苦い経験がある。園田苑（社会福祉法人阪神共同福祉会）に一人の主婦が面接を受けに来た。彼女は看護師である。老人福祉施設はことのほか看護師がやって来ない世界であり、躊躇することなく採用を決めた。それよりも、私の判断に大きく作用したのは、彼女の最初の言葉であった。

「初めて障害をオープンにして、面接を受けました」。この言葉を耳にしたからには、断る術はなかった。

もちろんそのことは職員に知らせた。就労を開始した後、彼女には重複障害があることがわかった。リウマチを患っていたのである。その症状は日ごとに重くなって、松葉つえを離せない状態になった。

介護の労働にも支障をきたすようになり、周囲の目もだんだんと厳しくなった。職種からして、ケアワーカーより相対的に賃金が高かったこともあり、時として、他職員より私に苦言が呈された。

日々の勤務がままならなくなって、雇用形態を短時間に変更し、賃金も減額した。そして、体調の変化に応じての就労も認めた。しばらくは不定形の勤務だったが、療養優先の末、職場復帰が叶わず今日に至っている。

障害者の雇用、就労には積極的な私だが、継続的就労の確立には、いつも“これでいいのか”と悩む。そんな折り、「働く障害者からのメッセージ発信事業 近畿・東海ブロックセミナー」に、虫が良すぎるかもしれないが、何かのヒントをつかみたいとの下心を持って参加した。

基調報告に続き、行政報告が厚生労働省からあった。数字の羅列が印象的だった。後半は4事業所からの提案と事例報告があった。3事業所の報告を簡単に紹介する。

●立命館生活協同組合 衣笠食堂部

田中 瑠美氏

島田 浩之氏（衣笠食堂部 店長）

高橋 恒明氏（おおつ働き・暮らし応援センター）

…私が全共闘時代を過ごした大学の生協ゆえ、懐かしさもあった。精神障害を持っている人が働いていることに、（顧客である組合員）学生はどのように共感しているのかを知りたかった。

■東建コーポレーション株式会社 守山支店

鵜飼 孝之氏

摂津 相氏（NPO法人陽だまり 施設長）

…週20時間の障害者雇用を経て、フルタイム勤務への転職が厳しいことを感じた。

◆障害者自立支援施設 滋賀県立むれやま荘

中山 智晴氏

上田 薫氏（むれやま荘 所長代理）

藤本久美子氏（湖南地域働き・暮らし応援センター）

…「福祉先進県」滋賀、とりわけ湖南地域での取り組みに大いなる関心を持った。

それぞれの報告から、働く障害者への職場内外からの常なる支援をどう組織するかが、就労持続へのカギだと思った。

わが国の療養所にいた元ハンセン病者と一緒に、韓国の元ハンセン病者の村“定着村”を訪れた時、韓国では病者であるが、生業を持っていることに、日本側から「彼らは誇りを持っている」との感想が出されたことを思い出したセミナーだった。そう、人間にとって「仕事」は誇りなのだ。



2014年1月20日 国連の「障害者に関する権利条約」に日本の批准が承認されました

「障害者に関する権利条約」(以下「権利条約」)は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年12月の国連総会において採択されました。

1 日本が批准に至るまで

日本は権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの当事者等の意見も踏まえ、「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約締結に向けた法制度改革を進めてきました。

障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正などの国内法の整備を経て、2014年1月20日に批准書を寄託し承認されました。これによって寄託から30日後の2014年2月19日より、日本における効力が生じることになります。

2 労働・雇用分野に関する規定

権利条約の締結によって、労働・雇用分野については公共・民間部門での雇用促進等のほか

- (1) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全・健康な作業条件を含む)に関する差別の禁止
- (2) 公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件及び苦情に対する救済についての権利保護
- (3) 職場において合理的配慮が提供されることの確保

等のための適当な措置をとることにより、労働についての障害者の権利の実現の保障・促進が行われることとなります。

3 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)の概要

権利条約の批准に向けた取り組みの1つとして、障害者雇用促進法が改正されました。改正法は平成25年6月19日に公布、平成28年4月1日に施行されます。ただし法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障害者の雇用義務化)は平成30年4月1日に施行、障害者の範囲の明確化は平成25年6月19日に施行されました。

(1) 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

① 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的扱いを禁止する

② 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善する措置を講ずることを義務付ける
ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く

③ 苦情処理・紛争解決援助

- ・事業主に対して、①②に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化
- ・①②に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例を整備

(2) 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行後5年に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引き上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

(3) 障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる

平成26年4月1日「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正 されました

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う等の所要の措置が講じられました。

【改正法の概要】

1 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする

2 保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する

3 医療保護入院の見直し

- (1) 医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする
- (2) 精神科病院の管理者に、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置
 - ① 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（退院後生活環境相談員）の設置
 - ② 入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う事業者（地域援助事業者）との連携
 - ③ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための体制整備（医療保護入院者退院支援委員会の開催等）

4 精神医療審査会に関する見直し

- (1) 精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する
- (2) 精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する

この法律改正によって、医療と地域の連携が一層充実していけば、地域で生活する精神障害者は増えると思います。地域生活を送ることで、「働きたい！」と思う方も、今より増えることでしょう。

兵庫県精神保健職親会は、「働きたい！働き続けたい！」という当事者の気持ちと、「その思いを支えたい！」と考える職親の気持ち、そんな一人一人の想いを大切に、これからも活動していきたいと思えます。

兵庫県精神保健職親会 会長 野村 浩之

☆兵庫県精神保健職親会 会員及び賛助会員 募集中

会 員（社適事業所に限る） 年会費 3,000円

賛助会員（団 体） 年会費 3,000円

賛助会員（個 人） 年会費 1,000円 を募集しております。

☆職親会では『手伝ってください！職場への第一歩』《手引き書（A4冊子）版・リーフレット版》を作っています。就労支援で困った時や啓発にご活用ください。

【事務局】 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

兵庫県精神保健職親会（兵庫県精神保健福祉センター内）

Tel 078-252-4980 / Fax 078-252-4981

お問い合わせや、ご賛同いただける場合は、事務局までご連絡下さい。